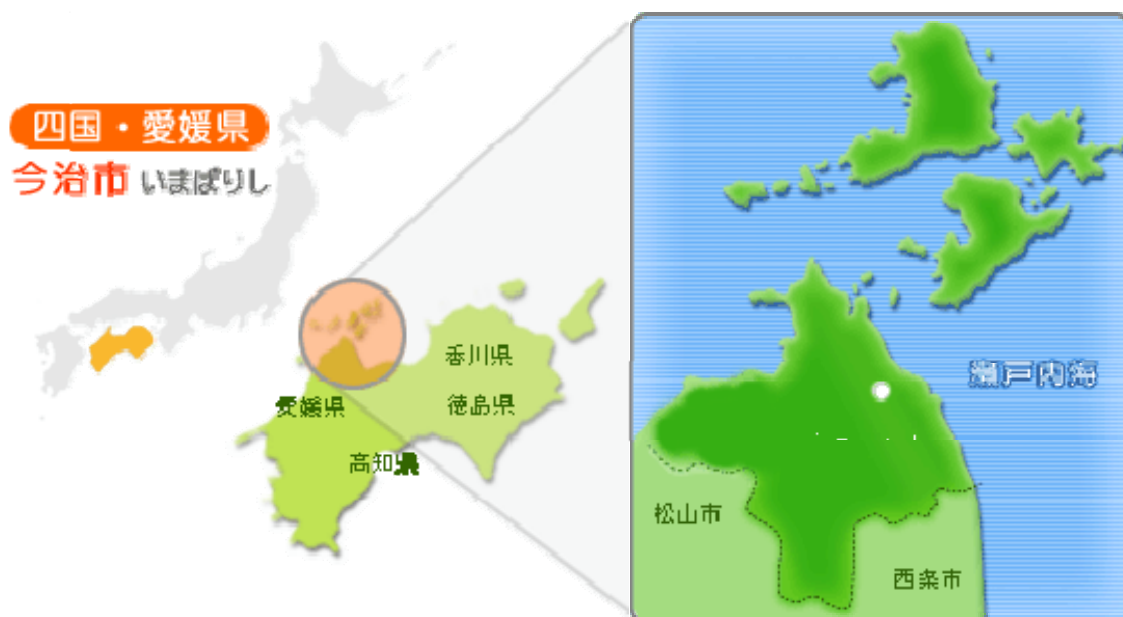


今治市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （概要版）

1. 計画見直しの目的

「今治市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「基本計画」という。）は、平成 18 年度から平成 32 年度までの 15 年間をその計画期間とし、平成 22 年度 並びに 平成 27 年度の 5 年ごとに中間目標年次を定め、それぞれの年次で、ごみ排出量の削減、リサイクル率、最終処分率についての目標数値を設定し、その目標実現のためのごみ処理の基本施策が掲げられています。

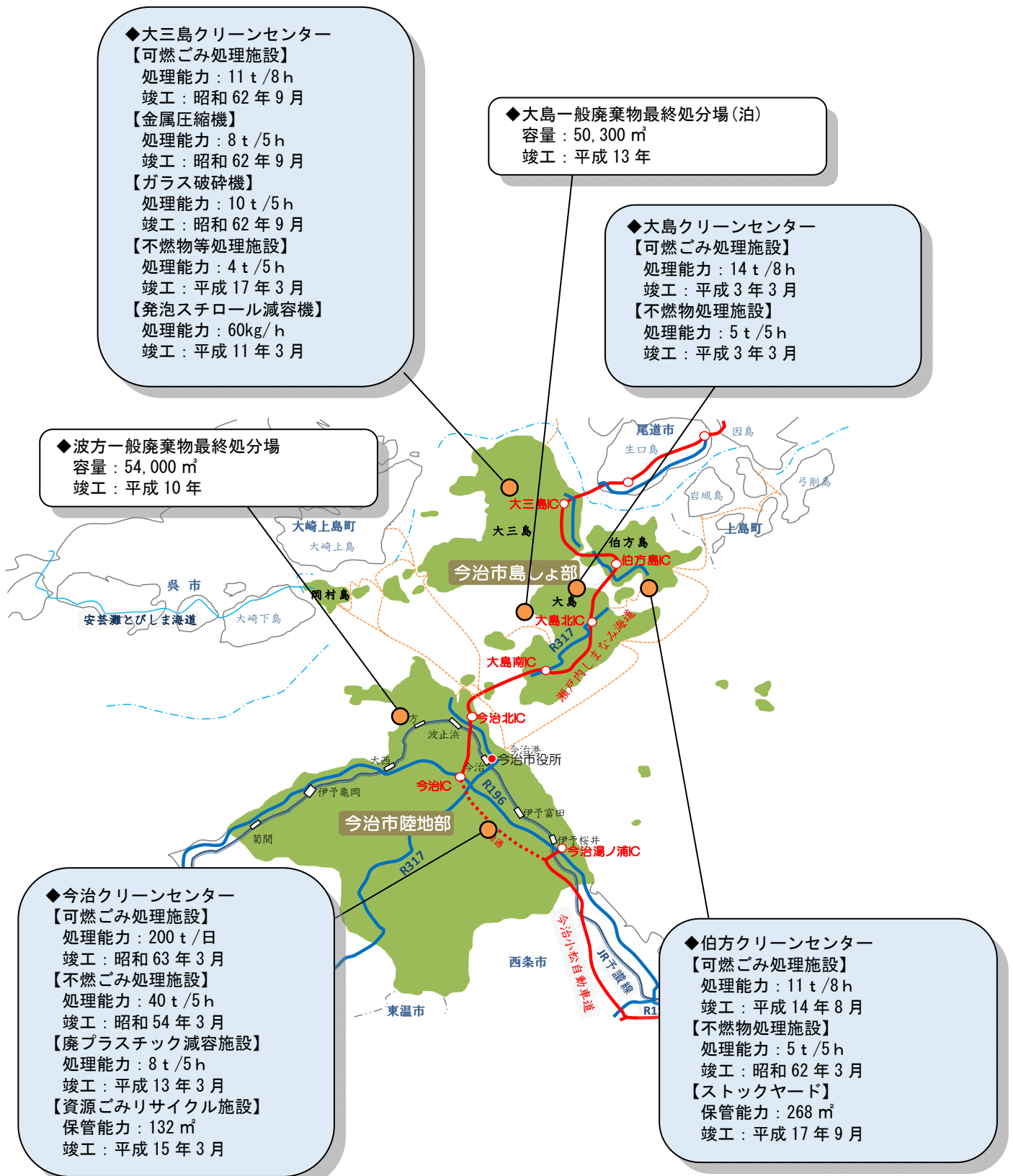
今回第 2 回目の中間目標年次である平成 27 年度のごみ処理実績を踏まえ、最終目標年次である平成 32 年度に向けて基本計画が改定されました。



2. 今治市のごみ処理の現状

(1) 今治市のごみ処理施設

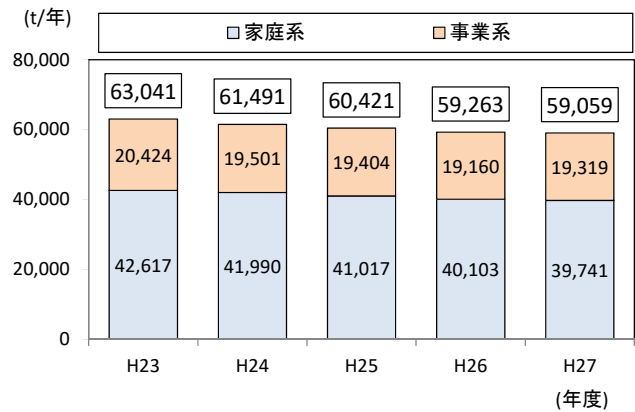
今治市は、ごみ中間処理施設（可燃ごみ処理施設及び不燃・粗大・資源ごみ等処理施設）を4施設、最終処分場を2施設所有しています（現在稼働中のもの）。



(2) ごみ排出量

本市の平成 27 年度に排出されたごみ排出量（集団回収量含む）は 59,059 t であり、人口の減少も伴って、減少傾向を示しています。

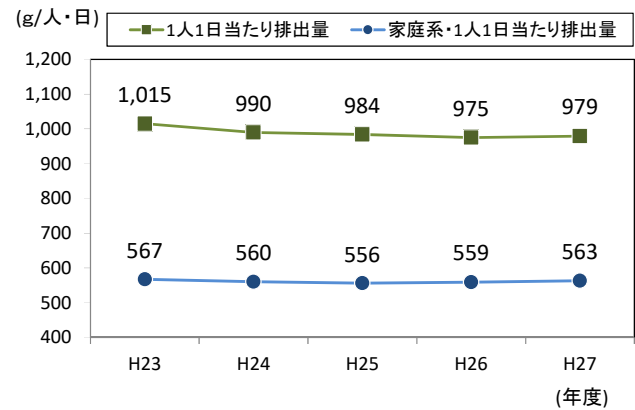
また、平成 27 年度のごみ排出量に対する家庭系ごみの割合は約 67% であり、事業系ごみの割合は約 33% でした。



(3) 1人1日当たりのごみ排出量

本市の平成 27 年度における1人1日当たりのごみ排出量は 979g/人・日であり、ごみ排出量と同様に減少傾向にあります。

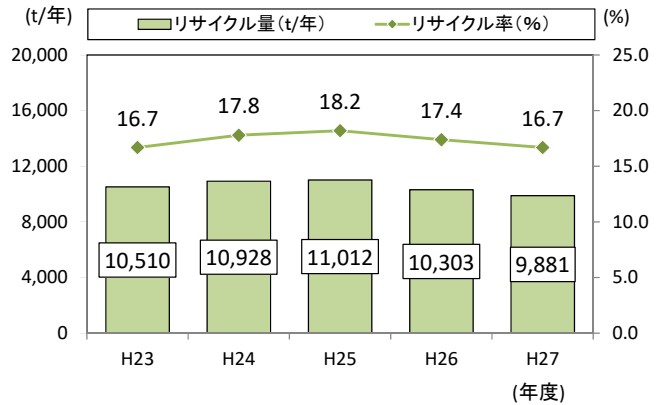
このうち、家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量（市が収集する資源ごみ、直接搬入資源ごみは除く）は 563 g/人・日でした。



(4) リサイクル量とリサイクル率

本市のリサイクル量は、減少傾向にあり、平成 27 年度における本市の総資源化量は 9,881 t でした。

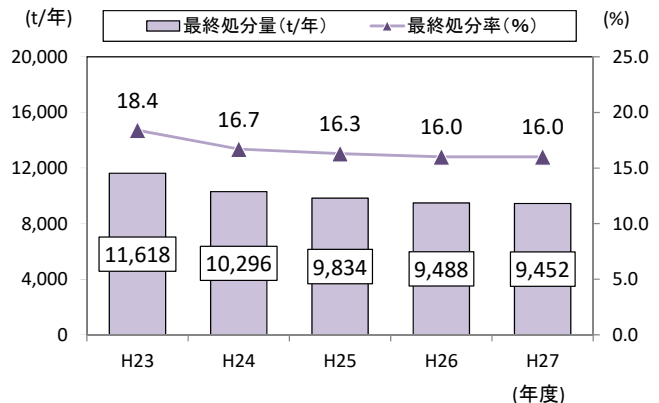
ごみ排出量に対するリサイクル率については、平成 25 年度には 18.2% まで上がったものの、平成 27 年度には 16.7% まで減少しました。



(5) 最終処分量と最終処分率

本市の最終処分量は、ごみ排出量の減少、リサイクルの推進等により減少傾向を示し、平成 27 年度は 9,452 t/年となっています。

一方、ごみ排出量に対する最終処分率の推移をみると、近年は 16% 程度で横這い傾向を示しています。

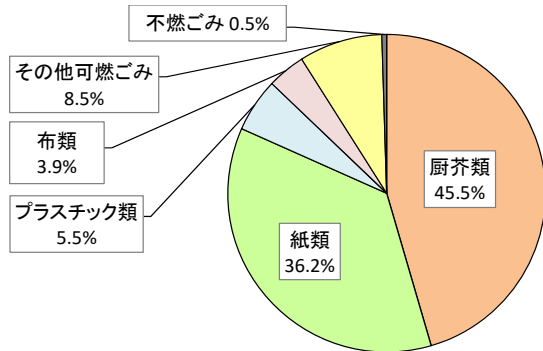


(6) 家庭ごみの分別排出状況

平成 22 年度及び平成 27 年度のそれぞれ夏季及び冬季に実施した、家庭ごみの組成調査結果の平均値（重量ベース）を以下に示します。

●燃やせるごみ

燃やせるごみの組成割合は厨芥類(ちゅうかいるい)が 45.5%で最も多く、次いで紙類が 36.2%を占めています。一方、可燃ごみのうち、リサイクルできる紙類の割合は 22.3%であり、また、使用されずに廃棄された未利用食品が 6.2%含まれています。

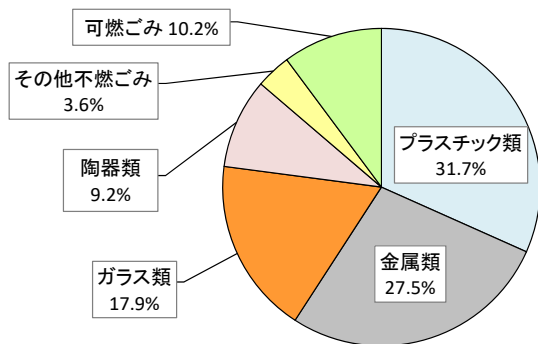


○燃やせるごみの主な内訳

- ・厨芥類【45.5%】
→うち、未利用食品【6.2%】
- ・紙類【36.2%】
→うち、資源可能な紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装類）【22.3%】

●燃やせないごみ

燃やせないごみの組成割合はプラスチック類が 31.7%で最も多く、次いで金属類が 27.5%、ガラス類が 17.9%を占めています。なお、資源ごみの混入率は 22.9%であり、分別が徹底されていない状況が見られます。

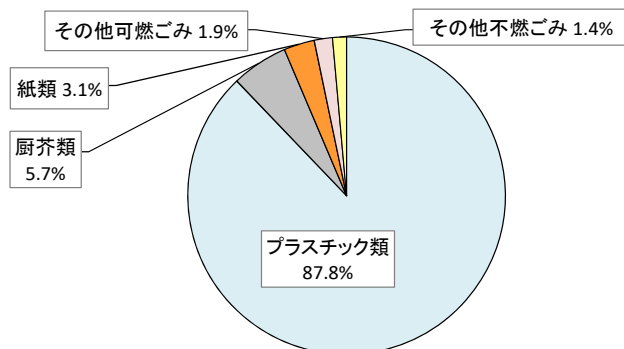


○燃やせないごみに含まれる資源ごみ

- ・びん類（無色、茶色、その他色びん）【14.9%】
- ・ペットボトル、白色トレイ等【3.6%】
- ・スチール缶、アルミ缶【2.9%】
- ・資源化可能な紙類及び古布【1.5%】

●軟質プラスチックごみ

プラスチック類が 87.8%を占めていますが、資源ごみとして分別すべきペットボトルが 6.5%含まれており、厨芥類等の分別不適物も見受けられています。



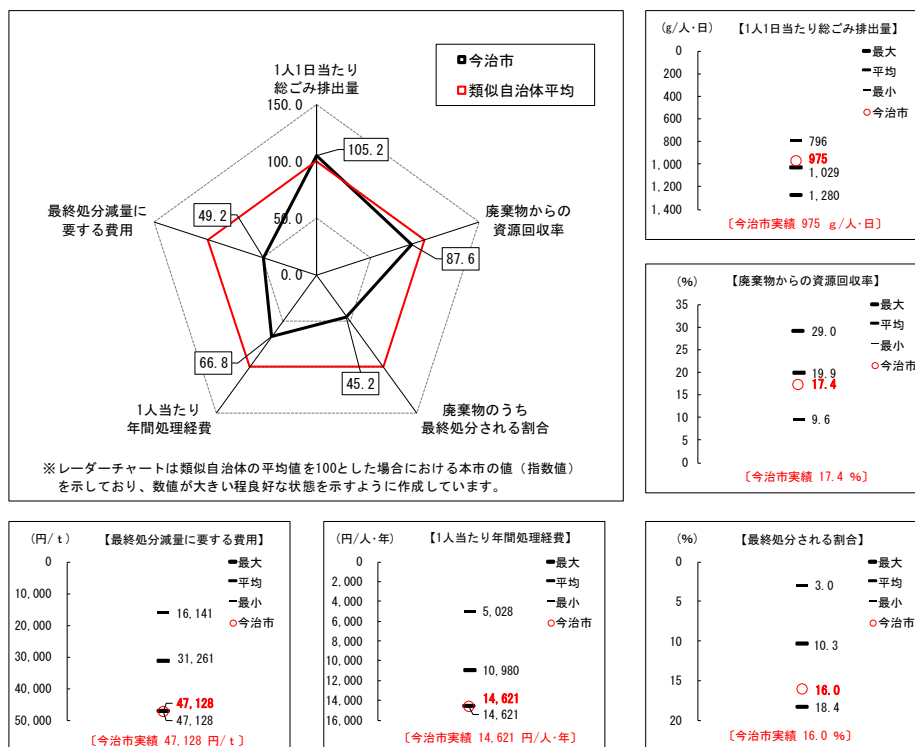
○軟質プラスチックごみに含まれる資源化可能なごみ、分別不適物

- ・ペットボトル【6.5%】
- ・厨芥類【5.7%】
- ・紙類【3.1%】
- ・金属類・その他不燃ごみ【1.2%】

(7) 類似自治体との比較(平成 26 年度)

今治市と都市類型が同じである全国 12 市のごみ処理・処分状況を比較すると、1 人 1 日当たり排出量は平均値より少ない都市であると言えます。

一方、リサイクル率は平均値の 19.9%に対し、本市は約 17.4%と低く、最終処分率は平均値の 10.3%に対し、本市は 16.0%と高くなっています。



比較項目	類似自治体平均値との比較	評価※
1 人 1 日当たり総ごみ排出量 〔g/人・日〕	975 < 1,029 (平均)	1 人 1 日のごみ量が少ない
廃棄物からの資源回収率 (リサイクル率)〔%〕	17.4 < 19.9 (平均)	リサイクル率が低い
廃棄物のうち最終処分される割合〔%〕	16.0 > 10.3 (平均)	最終処分率が高い
1 人当たり年間処理経費 〔円/人・年〕	14,621 > 10,980 (平均)	1 人当たりの処理経費が高い
最終処分減量に要する費用 〔円/t〕	47,128 > 31,261 (平均)	最終処分減量経費が高い

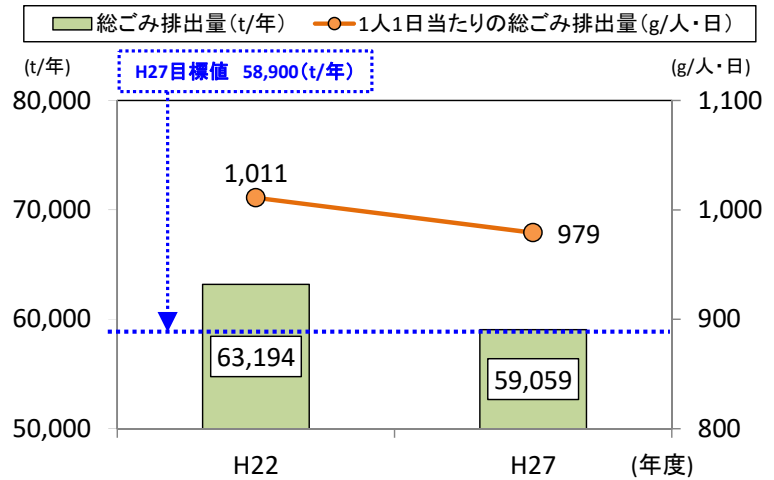
※青字…他市より優れている項目、赤字…他市より劣っている項目

補足) 類似自治体は、都市類型Ⅳ-1 (政令市、中核市、特例市を除いた人口 15 万人以上の自治体で、2 次産業及び 3 次産業就業者の割合が 95%未満かつ 3 次産業就業者の割合が、55%以上の都市) のうち、人口 20 万人未満の市を抽出したものです。
ダイアグラムは類似自治体の平均値を 100 とし、比較しました。

3. 今治市のごみ排出量等の目標達成状況

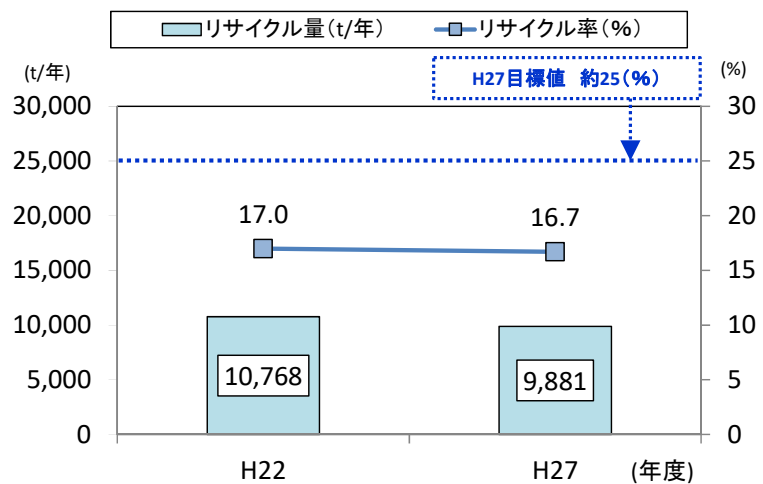
(1) ごみの排出抑制目標

総ごみ排出量の目標値 58,900 t/年に対し、平成 27 年度の排出量は 59,059 t/年でした。総排出量はわずかに目標値を超過しています。



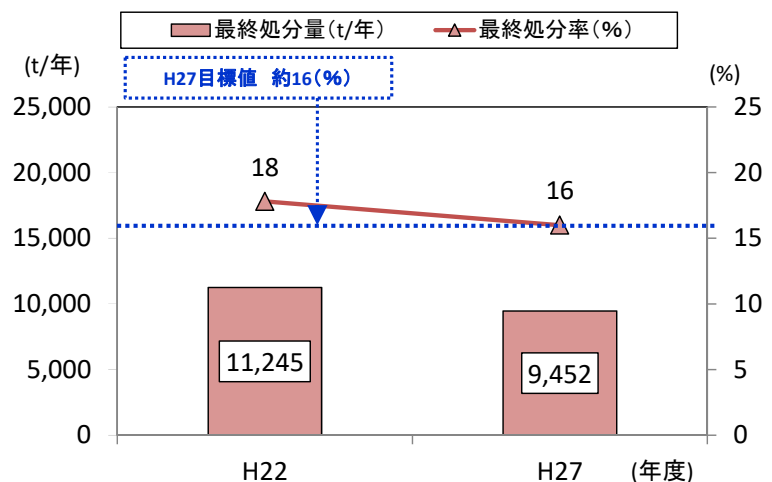
(2) リサイクル目標

平成 27 年度のリサイクル量は 9,881 t/年であり、総排出量に対するリサイクル率は 16.7%でした。リサイクル率の平成27年度の目標値は 25%であったため、目標を大きく下回っています。



(3) 最終処分目標

平成 27 年度における最終処分量は 9,452 t/年であり、総排出量に対する最終処分率は 16%でした。これは平成27年度の目標値に相当し、目標を達成しています。



4. 今治市のごみ処理の課題

(1) ごみの排出抑制について

ごみの組成調査結果から、燃やせるごみのうち、最も多くを占める生ごみ及び紙類を減量していくための施策を重点的に実施する必要があります。特に生ごみにおいては、水切り・乾燥が有効ではあるものの、その減量効果には限界があることから、食品ロスの排出を抑制する取組みが必要と考えられます。

また、本市のごみ排出量のうち、約 33%を事業系ごみが占めていることから、事業系ごみの排出抑制対策も必要です。

(2) リサイクルについて

本市の平成 27 年度におけるリサイクル率は 16.7%ですが、これは同年の目標値である 25%を下回っており、リサイクル率の向上が本市の最大の課題となります。

家庭系ごみの組成調査を実施した結果からも、依然として燃やせるごみ・燃やせないごみ・軟質プラスチックごみの中に、資源ごみとなる紙類、びん類、缶類、ペットボトル等が混入していることから、分別排出の徹底を図る必要があります。

また、事業系の資源ごみは、本市の資源ごみ排出量のわずか 0.4%程度に留まっており、事業系ごみの資源化の促進が今後の重要な課題として挙げられます。

(3) 収集運搬体制について

ごみの収集運搬体制については、本市の地域特性の一つでもある島しょ部でのごみの収集運搬について、現状を踏まえたうえで、ごみ処理施設の集約化に当たり、より効率的で効果的な体制づくりの構築が必要です。

また、年々高齢化が進む中、ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯が増加することが想定されます。こうした高齢化社会に対応した施策の検討が必要となっています。

(4) 中間処理について

本市では可燃ごみ処理施設として 4 施設を継続して使用しており、これらの施設は稼働開始から 14 年～29 年が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。こういった状況の中、本市では現在、新ごみ処理施設の整備を進めているところです。

(5) 最終処分について

現在、本市には稼働中の管理型最終処分場が 2 つありますが、残余容量は最終処分量に対し非常に少なく、焼却残渣並びに不燃残渣のほとんどは、(財)愛媛県廃棄物処理センターや民間事業者へ委託して処理・処分している状況です。

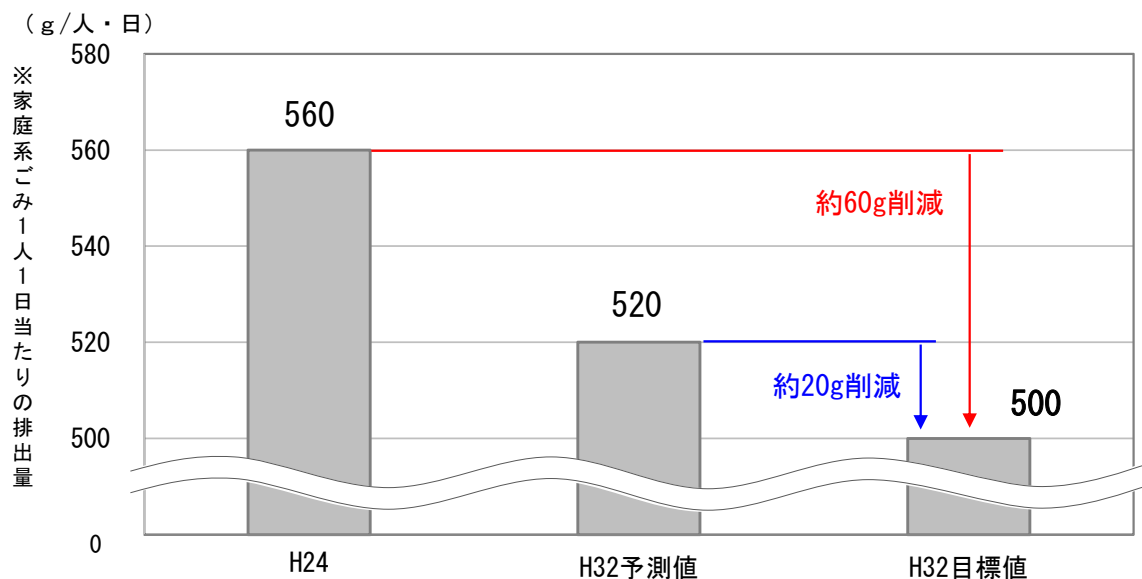
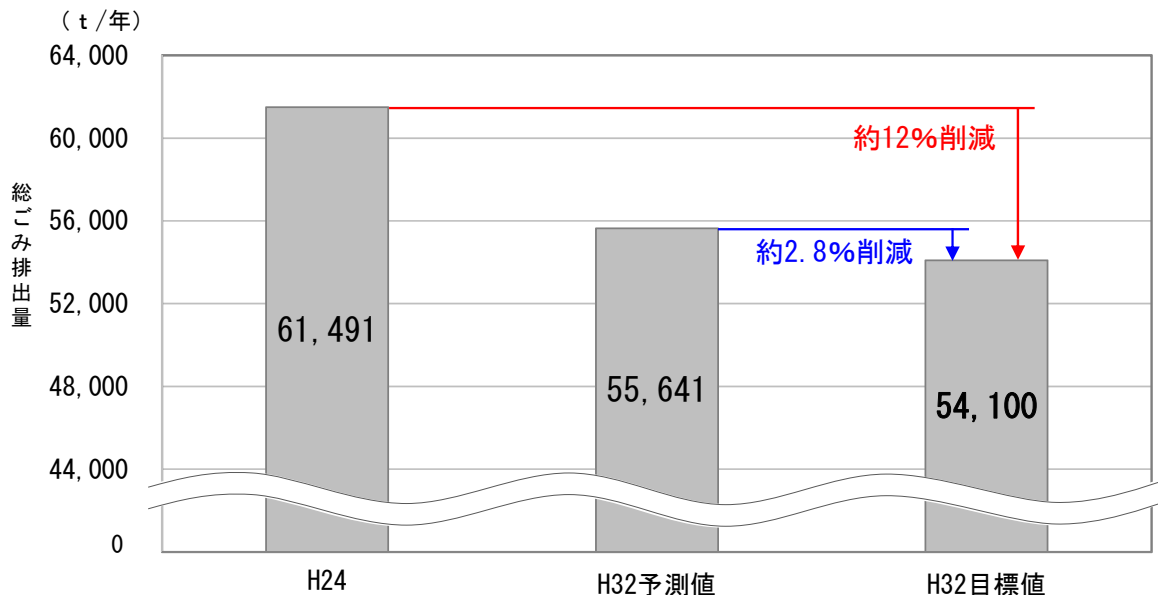
5. ごみ処理基本計画の見直し

(1) 新しい目標数値の設定

① 排出抑制目標

- 平成32年度の年間総ごみ排出量を平成24年度比で約12%削減します。
- 平成32年度の収集・直接搬入される資源ごみ及び集団回収量を除いた家庭系ごみ1人1日当たりの排出量を500g/人・日以下とします。

排出抑制目標としては、国が改定した「ごみ処理基本計画策定指針」の削減目標値を平成32年度の目標値としました。



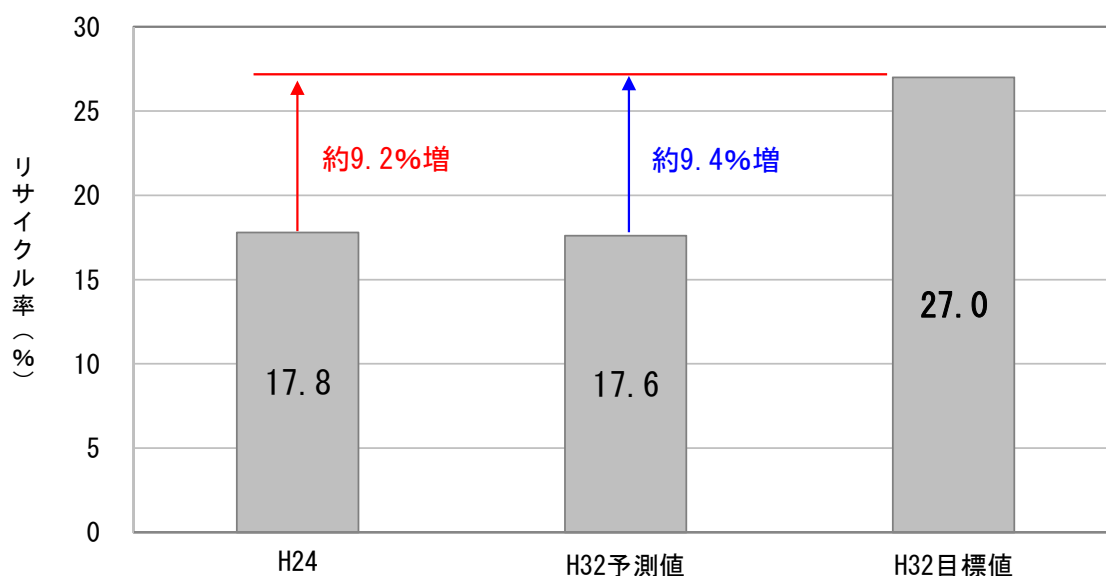
※収集・直接搬入される資源ごみ量及び集団回収分量を除く。

② リサイクル目標

- 平成 32 年度のリサイクル率*を約 27%とする。

※ リサイクル率 = (直接資源化量 + 処理後資源化量) / 総ごみ排出量

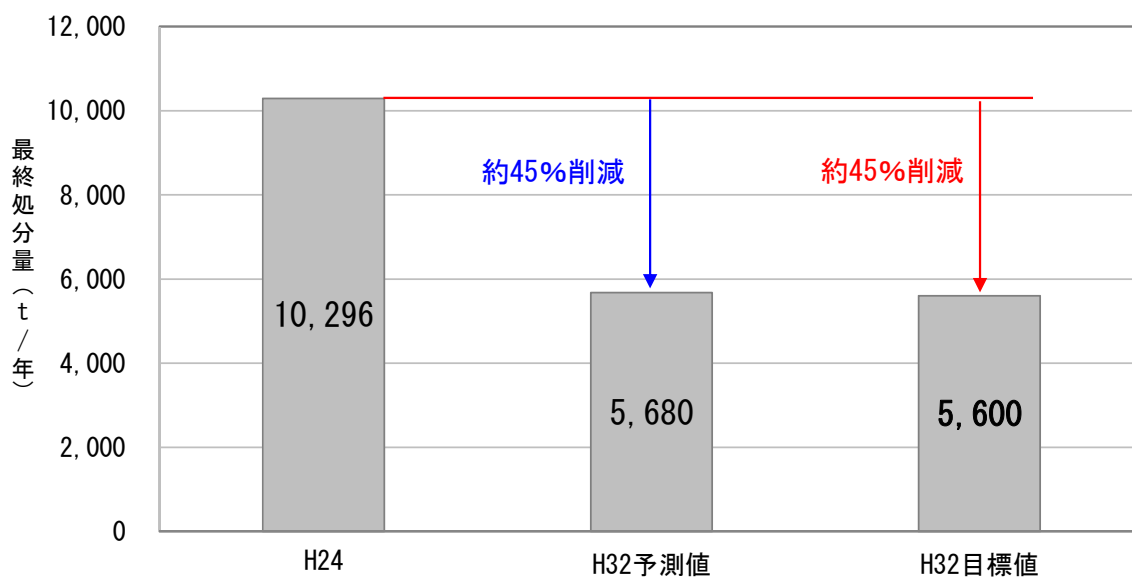
資源化の目標については、国が改定した「ごみ処理基本計画策定指針」の目標値を平成 32 年度の目標値としました。



③ 最終処分目標

- 平成 32 年度の最終処分量を平成 24 年度比で約 45%削減する。

最終処分量の目標値については、リサイクルの推進と中間処理による減量化を図ることにより、国が改定した「ごみ処理基本計画策定指針」の目標値（平成 24 年度比で約 14% 削減）より高い目標値を設定しました。



(2) 目標達成のためのごみ処理基本方針

ごみの排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、市民、事業者、行政（市）が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要となります。

【市民の役割】

市民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、商品の使用にあたっては、可能な限り長期間使用することに努め、自ら排出するごみの排出抑制に取り組めます。

ごみの排出に当たっては、市が定める分別区分に応じた適正な排出を行い、市民団体や民間事業者が自主的に実施する資源等の回収運動に積極的に取組むことで、資源の循環的利用に協力します。

【事業者の役割】

事業者は、原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その廃棄物の適正な循環的利用を促進し、その上で処理しなければならない廃棄物について、適正な処理を確保することとします。

また、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、適正な処理が容易な商品の製造・販売に努めることとします。

【行政の役割】

市は、その区域内におけるごみの排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行い、また、市民団体及び民間事業者が実施する循環的利用に係る自主的な取組を促進することとします。

また、適切な分別収集の徹底及びごみの再生利用を推進するなど、資源化できるごみの適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処理しなければならないごみについて、適正な中間処理及び最終処分のシステムを確保することとします。

(3) 具体的な取組

1 排出抑制・リサイクル計画

◆燃やせるごみの排出抑制（生ごみの減量推進）

- ・市民は、生ごみの排出にあたっては、水切り・乾燥を実施し、また生ごみ処理機等を利用することで、ごみとして排出する量を減らしていきます。
また、食品ロスをなくすため、食品を購入する際は、必要な量だけ購入し、購入した食品の使い切りを心掛けます。
- ・事業者においても、家庭と同様に水切り・乾燥を実施し、排出量の削減に努めます。
- ・市は、今後も引き続き、家庭系生ごみ処理機の購入費補助を実施するとともに、事業者に対する事業系生ごみ処理機の購入費補助の導入を検討していきます。

◆燃やせるごみの排出抑制（紙類の分別排出の徹底）

- ・市民は、紙類を排出する際は、今一度資源になるかどうかを確認し、市の分別ルールを守って排出します。
- ・事業者も家庭と同様に分別排出することを心掛け、分別した資源ごみは民間の再生利用事業者等を活用することで積極的な再資源化に取り組みます。
- ・市は、古紙類の集積所について、開放時間や管理方法、設置に関する補助のあり方を見直すことで、市民が利用しやすい集積所を検討し、古紙の分別排出を促進します。

◆燃やせないごみの排出抑制

- ・市民は、資源ごみとして排出するべきびん類、缶類等の資源ごみを燃やせないごみの指定袋へ入れないようにします。
- ・事業者は、市の処理施設で受け入れているびん類、缶類等の資源ごみについて、分別排出に積極的に協力します。
- ・市は、公共施設や市内の店頭等でボックス回収を実施している小型家電について、市民が利用しやすい回収場所の検討を進めると共に、回収場所の情報を広く市民に周知します。また、不燃ごみとして排出された小型家電は、新ごみ処理施設のリサイクルセンターにおいて、極力手選別で抜き出し、資源化するものとします。

◆プラスチックごみの排出抑制

- ・市民は、買物にマイバッグを持参する、過剰包装商品の購入を控える、詰め替えができる商品を利用するなど、レジ袋やプラスチック製容器包装の排出抑制に努めます。
- ・事業者は、商品等を販売する際に過剰な包装を避けるとともに、レジ袋削減に取り組みます。
- ・市は、容器包装リサイクル法対象品目であるプラスチック製容器包装の分別収集並びにリサイクルを図ります。プラスチック製容器包装へのごみ分別項目変更に際しては、スムーズに移行できるよう、市民に対して十分な周知徹底を図ります。

◆粗大ごみの排出抑制

- ・市民は、家具や電気製品などの耐久消費財を購入するときは、できるだけ長期間使用できるものを選ぶようにします。また、故障した場合等は、修理して使用するようになります。
- ・事業者は、家具や電気製品の製造、販売にあたっては、耐久性の優れた商品とするよう心掛け、また商品の修繕体制の整備を行うようにします。
- ・市は、リサイクルフェアやリサイクル工房を定期的を開催し、市民に対し、ものの再使用について啓発するとともに、再使用のための場を提供していきます。

◆リサイクルの推進

- ・廃棄されたごみの中には、リサイクル対象品目がまだ含まれていますので、市民、事業者に対して分別排出の徹底の協力を呼びかけます。
- ・「プラスチック製容器包装」を資源ごみの分別品目に加え、新ごみ処理施設の整備に合わせて分別収集を開始し、国のリサイクルルートを活用したリサイクル体制を導入します。
なお、現在、軟質プラスチックとして回収しているプラスチック類の内、プラスチック製容器包装に該当しないものについては、廃プラスチック類として可燃ごみとともに収集・焼却処理し、サーマルリサイクルすることとします。
- ・新ごみ処理施設稼働に合わせ、セメント原料化等の焼却残渣有効利用をより一層推進していきます。
- ・市民からの要望も多い「販売店や公共施設等を活用した拠点回収」の拡大に努めるとともに、販売店等が実施している資源ごみや廃食用油等の店頭回収ルートについて、市民がこれらの資源収集を積極的に活用できるよう現況把握と情報提供に努めます。

2 収集運搬計画

◆今治市の地域特性を踏まえたごみの収集運搬業務の効率化

- ・収集方法については、現在の方法を基本としながら、新ごみ処理施設の整備も踏まえ、全市の効率的な収集運搬方法を検討します。

◆高齢化社会に対応した収集運搬業務の検討

- ・高齢化社会に配慮した手法を検討して、適宜見直していくこととします。

3 中間処理計画

◆中間処理量の削減と適正処理

- ・ごみの排出抑制及び資源化等により、処理しなければならないごみの量を削減した後、やむを得ず処理することになったごみについて、適正に処理を行うこととします。
- ・新ごみ処理施設稼働までの間、可燃ごみ等は引き続き、既存施設で焼却処理・RDF化して減量化、安定化、資源化に努めます。

◆新ごみ処理施設の整備

- ・新ごみ処理施設においては以下の方針に基づき整備を進めています。

- ① 環境保全対策を優先した施設とすること。
- ② ごみを安全かつ安定的に処理できる施設とすること。
- ③ 資源の循環とごみの持つエネルギー有効利用に優れた施設とすること。
- ④ 周辺環境と地域に調和する施設とすること。
- ⑤ 経済性に優れた施設及び運営管理体制とすること。

施設概要

◆可燃ごみ処理施設（高効率ごみ発電施設）

処理能力：174 t /24h（87 t /24h×2 炉）

処理方式：全連続燃焼式ストーカ炉

◆リサイクルセンター

処理能力：41 t /5h

処理方式：破碎・選別・圧縮・梱包・一次保管

参考（イメージ図）



※事業者選定時における事業者提案イメージ図です。

今後の実施設計により変更となる場合があります。

事業方式

DBO方式【Design(設計)、Build(施工)、Operate(運営)方式】

事業期間

◆設計・建設期間：平成 26 年 2 月～平成 30 年 3 月

◆運営期間：平成 30 年 4 月～平成 50 年 3 月

4 最終処分計画

◆最終処分量の削減と適正処分の実施

- ・リサイクルの推進と中間処理による減量化を徹底し、埋立処分するごみ量を極力削減します。また、新ごみ処理施設稼働後は、焼却残渣についてより一層のリサイクルを推進していきますが、中間処理後、リサイクルできない残渣については、当面、市内の既存の最終処分場及び民間事業者において、適正に処分を行うこととします。

◆最終処分場整備の検討

- ・一般廃棄物の処理については、一般的に行政区域内で完結させることが原則とされており、ごみの排出抑制、再使用、再生利用を適正に実施し、最終処分する残渣の量を極力減らす施策を講じた上で、最終処分場の整備について総合的に検討を行います。

5 その他の計画

◆環境美化活動の推進

- ・現在、清潔で快適なまちづくりのため、市民、事業者の協力を得ながら、市民大清掃をはじめさまざまな環境美化活動が実施されています。今後、市民及び事業者と協働して更なる美化活動を促進することとします。

◆ごみの不適正処理や不法投棄防止対策

- ・野焼き等によるごみの焼却などの不適正処理及び不法投棄を防止するため、啓発活動の実施により市民・事業者への周知徹底を図り、また、巡回パトロールの実施など監視・通報・処理体制及び関係機関との協力体制の強化を図ることとします。

◆災害時における廃棄物処理対策

- ・災害廃棄物については、仮置場の設定、処理方法等を具体化するため、関係機関での協議を進めるとともに、災害時に県及び周辺自治体との円滑な連携が図られるよう体制を整えていきます。また、本市だけでの対応が困難になることが予想されることから、周辺をはじめとする市町等と災害支援協定の締結を検討するとともに、協力・支援側及び被災側の両者の観点から体制等を検討します。

6 計画の進行管理

◆定期的に施策の取り組み状況を評価し、継続的に計画の見直しを図る

- ・ごみ減量化等に係る目標値を達成していくためには、取組の状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行います。